

障がい者世帯 エアコン購入費等助成事業

エアコンが設置されていない（故障して稼働しない場合も含む）住宅に居住する障がい者世帯に対して、エアコンの設置などにかかる費用を助成する制度です。

対象者 申請日において以下の条件をすべて満たす世帯に属する方

- ① 小田原市に住民登録がある重度障がい者がいる世帯
・身体障害者手帳1～2級 ・療育手帳A判定
・精神障害者保健福祉手帳1級 を所持している方
- ② 世帯全員が住民税非課税、かつ、他の住民税課税世帯に扶養されていない世帯
- ③ 預貯金及び現金の額が100万円以下の世帯
（複数世帯は一人増えるごとに50万円を加算した額）
- ④ 居住している住宅にエアコンが設置されていない、又は設置されているエアコンが故障している世帯
- ⑤ 生活保護制度による冷房器具の購入費用の支給を受けていない世帯

助成額 ① 購入・設置費 税込100,000円まで(処分費含む)

※エアコン本体価格は税込73,000円まで

② 修理費 税込73,000円まで

※①②どちらも、助成上限額を超過した金額は自己負担

申請期間 令和8年5月1日(金)～令和9年2月12日(金)

申請方法 事前の申請を必須とします。

提出先は小田原市障がい福祉課に直接又は郵送で提出。
担当職員がご自宅に訪問し、設置状況の確認をします。

問合せ 小田原市福祉健康部障がい福祉課0465-33-1466
(受付時間8:30～17:15)

裏面もご参照ください。

手続きと支給方法について

受領委任払いの場合(業者へ直接払い)

① 障がい福祉課に申請書類を提出する(直接又は郵送)

障がい福祉課に以下の書類を提出してください。市で課税状況等を審査します。その後、エアコン設置状況を確認するためご自宅に訪問します。

- (1) 交付申請書
- (2) 世帯全員の預貯金通帳の写し(口座名義人と最終残高のページ)

② エアコン取扱い業者に見積書を依頼する

ご自身で任意の業者を選び見積書を依頼してください。業者選びにお困りの場合は、「エアコン取扱い協力業者一覧」を参照してください。その際訪問調査時にお渡しする「障がい者エアコン購入費等助成事業に係る見積書の作成について(依頼)」を業者に提出してください。後日業者から提出された見積書を市に提出してください。

③ 交付決定後にエアコン設置工事を実施する

市から交付決定通知書を発送します。必ず交付決定後に工事を実施してください。交付決定通知書の写しは、業者と共有します。

④ 工事完了後に障がい福祉課に実績報告書を提出する

工事完了後に以下の書類を提出してください。この提出がないと、業者へ工事代金の支払いができませんのでご注意ください。

- (1) 実績報告書

⑤ 障がい福祉課から施工業者に工事費を振込

※郵送で提出する場合には、発送後、1週間程度経過後に確認のため連絡をお願いします。

※その他、一度申請者が代金を立て替えて業者に支払う「償還払い」方式もございます。障がい福祉課担当職員にご相談ください。